

低所得の子育て世帯に 子ども1人あたり5万円の 給付金が支給されます。

問い合わせ 厚生労働省 コールセンター ☎0120-400-903
こども家庭課 ☎(876) 1280

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。以下の2つの条件にあてはまる場合は申請してください。

※**両方の給付は受けることはできません。**

ひとり親の世帯

1.対象者

ひとり親であって以下のいずれかに当てはまる人

- ①令和4年4月分の児童扶養手当受給者
- ②公的年金等を受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない人
※「公的年金等」には、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当します。
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準となっている人

2.支給額

児童1人当たり一律 **5万円**

3.給付金の支給手続き

令和4年4月分の児童扶養手当を受給しましたか?

はい ↓ いいえ ↓

申請不要です
令和4年4月分の児童扶養手当の支給口座に振り込みます。

申請してください
申請書に必要事項を記入して必要書類とともに、こども家庭課窓口に直接または郵送で提出してください。
受付期限は令和5年2月28日です。

ひとり親以外の世帯

1.対象者

以下①②の両方に当てはまる人

- ①令和4年3月31日時点で18歳未満の児童(特別児童扶養手当の対象児童は20歳未満)を養育する父母等
※令和5年2月末までに生まれる新生児等も対象です。
- ②令和4年度住民税(均等割)が非課税の人または令和4年1月以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった人



2.支給額

児童1人当たり一律 **5万円**

※令和3年中の所得が未申告の人は支給できない場合があります。

3.給付金の支給手続き

- 令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で住民税非課税の人
▶給付金は、**申請不要**で受け取れます。
▶令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当を支給している口座に**令和4年7月末頃に振り込みます**。通知書を送付しますので、支給の確認ができない人は問い合わせ先までご連絡をお願いします。
- 令和4年4月1日～令和5年2月28日の間に浦添市で出生した新生児を養育している住民税非課税の人
▶給付金は、**申請不要**で受け取れます。
▶児童手当の認定後に、可能な限り速やかに児童手当を受給している口座に振り込みます。

上記以外の人

- (例) 高校生のみ養育している人、収入が急変した人など
受付期間▶令和4年8月1日～令和5年2月28日
▶給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
▶申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともにこども家庭課窓口に直接、または郵送で提出してください。
※申請書は窓口または市ホームページから取得してください。
▶給付金の支給要件に該当する人に対して、申請内容を確認して指定口座に振り込みます。

【ご注意ください】※給付金の支給を希望しない場合は、受給拒否届出書をこども家庭課へ提出してください。
※給付金の支給に指定していた口座を解約しているなど、支給に支障が出る恐れがある場合は、振込指定口座を変更するなどの手続きをしてください。

令和4年度 住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金

新型コロナウイルス非課税世帯等臨時特別給付金コールセンター
☎0570(098)117



令和3年度住民税非課税世帯として確認書が届き、受給対象となっている世帯、または家計急変世帯対象の給付金を受けた場合、**重複して受給することはできません。**

1.支給対象者

令和4年6月1日時点で浦添市に住民登録があり、令和4年度の住民税が非課税世帯(世帯全員の住民税均等割が非課税である世帯)の世帯主
※住民税が課税されている人の扶養親族のみからなる世帯などを除く

2.支給額

1世帯あたり10万円 ※1世帯1回限り

3.支給手続き

7月11日(予定)頃に、対象者へ確認書を送付します。内容を確認して期限内に市へ返信してください。

令和4年1月2日から6月1日までに離婚や課税されている人の死亡等によって住民税非課税世帯となった世帯は、元配偶者等による扶養にかかわらず、「**住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金**」の対象となります。**この場合は申請が必要**です。令和4年10月14日までに申請してください。申請書類は浦添市ホームページからダウンロードまたは、臨時特別給付金室窓口(浦添市安波茶2-1-3)にも設置しています。

9月開講 障がい者職業訓練生募集
浦添職業能力開発校
☎(879)2560
沖縄県では、障がいがある人の働き方を支援するため、委託訓練を行なっています。
コース名 自動車・洗車科(定員1人)
対象者 知的障がいをお持ちの人
訓練実施先 沖縄トヨタ自動車株式会社(浦添市勢理客4丁目18番1号)
訓練期間 9月1日(木)～11月30日(水)の3か月間
募集期間 7月1日(金)～26日(火)
受講料 無料(保険料等は自己負担)

申込方法 ハローワーク那覇 窓口
青い羽根募金
公益社団法人琉球水難救済会
☎(868)5940
青い羽根募金は海上レジャーの事故や荒天で船が遭難した場合の人命救助と事故防止事業の資金として活用されます。
募金の振込先 沖縄銀行 高橋支店/普通/口座番号 1526329/名義 公益社団法人琉球水難救済会
期間 7月1日(金)～8月31日(水)

子育て・教育

母子および父子家庭等医療費助成の現況届
こども家庭課
☎(876)1280
母子および父子家庭等医療費助成の受給者(児童扶養手当の受給者は除く)は、受給資格確認のため「現況届」が必要です。
この届け出がない場合、11月以降の医療費助成が受けられなくなり、必ず届け出を行ってください。
受付期間 7月1日(金)～22日(金)※土日・祝日を除く
受付時間 午前9時～午前11時、午後1時～午後4時

受付場所 こども家庭課
※所得の申告がまだの人は、現況届を提出する前に所得の申告および確認をお願いします。必要書類は自宅に送付される通知書をご確認ください。
ひまわり学童クラブ指定管理者の公募
こども政策課
☎(876)1282
浦添市障害児放課後児童健全育成施設「ひまわり学童クラブ」の令和5年4月1日から令和10年3月31日までの指定管理者の公募を行います。
対象
①障がいの者の保健福祉の増進および福祉意識の高揚を図ることを目的として設立された法人その他の団体であること
②県内に登記簿上の本社を有すること
③社会福祉事業等の実績があること、または、障がいの児童の健全育成に関する事業の実績があること
募集要項配布期間 7月20日(水)まで
説明会 7月11日(月)午後2時から、市役所6階601会議室で開催します。説明会への参加が応募の要件となっています。
申込方法 参加申込書を市ホームページからダウンロードし、担当課へ申し込みください。
※8月にプロポーザルを実施予定です。詳しくは、ホームページを(確認)ください。

てるまさリースバック
売っても住む-ず
自宅を「売ってもそのまま住める」資産活用法です。
お支払いは最短で5営業日
「買戻し(再購入)」も可能です
売却後もそのまま住めます
住宅ローンが未返済でも大丈夫
お問い合わせはこちら
てるまさリース **TEL:098-943-4355**
9:00～17:00(土曜日・日曜日・祝日・年末年始はお休み)

そらうみ法律事務所
SORAUMILAWOFFICE
相談料 30分 3,300円
西原ICから車で8分
サンエー経塚シティ
すぐ近く
離婚・相続・不動産・借金等、お気軽にご相談ください
沖縄弁護士会所属
弁護士 鈴木 穂人・弁護士 長尾 大輔
浦添事務所 〒901-2102 沖縄県浦添市前田1061番地グランドツール・グスク3号室
tel. 098-988-0217 fax. 098-988-0219
「浦添 弁護士」で検索

学童補助スタッフ講習
開催日: 9月14日(水)
開催地: 那覇市内/受講料: 無料
浦添市内にお住いでシルバーセンターに入会を希望する60歳以上の方 **お問合せ下さい!**
高齢者活躍人材確保育成事業
(公社)沖縄県シルバー人材センター連合
TEL(098)871-0330

メイトクマン
浦添本店
浦添市城間2008番地
☎878-2777
www.makeman.co.jp
最新情報をホームページでチェック!
T-POINT
貯まる!使える!
ポイント2倍!
第3水曜日は